

姫 監 公 表 第 4 号

令和 8年 3月 24日

姫路市監査委員	三 輪	徹
同	芝 野	稔
同	白 井	義 一
同	山 口	悟

### 令和7年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 政策局定期監査結果報告書
- 2 健康福祉局（前期）定期監査結果報告書
- 3 市民局定期監査結果報告書

## 令和7年度 政策局定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

### 1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

#### (1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

#### (2) 監査の対象

政策局

企画政策室、施設マネジメント課、高等教育室、ひめじ創生戦略室、危機管理室

#### (3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

#### (4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

#### (5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和7年11月25日から同年12月10日まで

### 2 監査の結果

監査の結果、指摘事項は次のとおりである。その他の事務は、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。

#### (1) 支出関係事務（危機管理室）

##### ア 契約関係事務

業務委託の見積合わせについては、姫路市決裁規程に基づき執行の決定等に係る意思決定を行うべきであるが、姫路市災害対策用備蓄倉庫機械警備業務委託の見積合わせが不調となり、仕様を変更した見積合わせについて、執行決定及び業者指名の決裁を経ずに実施し、業者を決定していた。

見積合わせの実施に当たっては、姫路市決裁規程、姫路市契約規則等に基づき適正に執行されたい。

## イ 契約関係事務及び補助金等交付関係事務（共通）

執行決定書、契約書、支出負担行為書、補助金等交付申請書、補助金等交付可否決定書等関係書類を調査したところ、指摘事項は次のとおりである。

契約関係事務において、受託業者が作成すべき委託業務完了届を市が作成していたもの、契約書頭書に契約保証金免除の適用条項が記載されていないもの、決裁に契約保証金免除の適用条項が記載されていないもの、業務担当責任者の氏名を徴取していないもの、2件の見積合わせの実施結果を同一の結果表に記載していたもの、再委託申出書の提出があったがその後の手続きがされていなかったもの、随意契約の理由が不適切なものなど、事務執行上適切でないものが散見された。

補助金等交付関係事務において、補助事業者が作成すべき実績報告書を市が作成していたもの、可否決定書の様式が誤っていたもの、可否決定書の相手方名称が誤っていたものなど、事務執行上適切でないものが散見された。

契約関係事務及び補助金等交付関係事務のいずれにおいても、不適切な事務は主に事務処理への理解不足に起因したものである。危機管理室の職員一人ひとりが姫路市決裁規程、姫路市契約規則、業務委託ガイドライン、補助金等交付規則、その他の関係規程を把握するとともに、所属内のチェック体制を見直し、適正に執行されたい。